

『華嚴五教章』の成立をめぐる文献学的問題

佐藤 厚*

1. 問題の所在

仏教、中でも中国仏教で発達した宗派の教えを知るためには、それぞれの教理を整理した綱要書を学ぶことが基礎とされる。三論宗であれば隋代の吉蔵が著わしたとされる『三論玄義』、天台宗であれば高麗時代の諦観が著わした『天台四教儀』、華嚴宗であれば唐代の法蔵（643-712）が著わした『華嚴五教章』¹（以下『五教章』）である。

ところで華嚴宗の『五教章』には不思議なことがある。それは宗派の綱要を示す大事なテキストであるにもかかわらず、国により異なったテキストが用いられているということである。大きくは日本伝承の和本と中国伝承の宋本があり、両者には①題名、②章配列、③語句の違いがある。この中、②章配列は、『五教章』が十章からなる中、和本では第九が義理分齊、第十が所詮差別とあり（これを和本型という）、宋本ではこれが逆になっている（宋本型という）。ただ、テキストが違うとはいえ、内容が全く異なるというわけではない。ただ、どちらが原形なのか伝統的に問題となっており、それは現在になっても決着がついていなかった。

こうした中、1970年代に、金知見が、高麗均如（923-973）の『五教章』注釈書である『釈華嚴教分記円通鈔』（以下『円通鈔』）の記述に注目し、そこから原形は宋本型であり、新羅義相（625-702）が和本型に改変したという主張を行ない、波紋を投げかけた²。

これに対して結城令聞、鎌田茂雄、吉津宜英は批判し、和本が本来の形

*東洋大学東洋学研究所客員研究員。

であることを論じた。そして現在では、均如の証言はあるにはあるが、実際には和本が原形である、という形に落ち着いている。

発表者はこの問題に関心を持ち、研究史ならびに均如の原文を検討した。そして今年度の印度学仏教学会において、金の主張が資料の誤読に基づくものであり、均如自身は和本型がオリジナルで、宋本型は後に出来たものであると述べていることを発表した。

本発表では、このことを含めて『五教章』のテキスト問題を振り返るとともに、今後の研究のあり方について私見を述べることにしたい。

2. 地域による『五教章』研究とテキスト問題

2-1 地域による『五教章』研究

前述したように『五教章』は、現在の日本では華嚴学の入門書とされるが、実際には国や時代によりその扱いが異なる。

まず中国では法蔵が著作した後、澄観（738-839）や宗密（780-841）がわずかに言及するが、中心的に研究した形跡はない。中国で『五教章』研究が盛行するのは11世紀からである。すなわち浄源（1011-1088）が唐末五代の混乱で文献が散逸した状況から華嚴宗を復興させることを志し、混乱していた『五教章』のテキストの再治にとりくんだ。そこで中国にあった様々なテキストや高麗の義天（1055-1101）からもたらされたテキストを勘案して後に宋本と呼ばれるテキストを作るに至った。そして道亭(亭)『義苑疏』、観復『折薪記』、師会『復古記』、希迪『集成記』といった宋朝四大家と呼ばれる注釈家が出て『五教章』研究が盛行する。しかし以後、華嚴研究は途切れず続くが『五教章』自体の研究は行われなくなる。

韓国では、『五教章』が伝来したのは法蔵が兄弟子の義相（625-702）に手紙とともに著作を送った時が始まりと考えられる。以後、『五教章』自体の注釈は見えないが、華嚴文献の中で『五教章』が引用されている。10世紀になり、均如が新羅高麗の華嚴学の議論を盛り込んだ注釈『教分記円

通鈔』を作った。その後、11世紀の義天が義天録の中に『五教章』を収録したほか、『円宗文類』に『五教章』を引用しているのが見られるが、この時代に作られた注釈はない。その後14世紀の体元（生没年不詳）が『華嚴経観自在菩薩所説法門別行疏』の中で『五教章』を引用するのが、高麗で『五教章』に言及する最後である。その後、韓国で華嚴宗は存続するが、『五教章』自体の研究はなされないようである。韓国で研究された華嚴は、朝鮮時代の17世紀頃に確立し現在まで続く僧侶養成の課程を見ると、華嚴学は澄観の『華嚴経』注釈をもとに学んでいる。朝鮮時代の華嚴文献の刊行を見ても、澄観の注釈は刊行されているが『五教章』の刊行は見ない。

日本では天平年間に『五教章』が伝来すると研究が開始され、8世紀末から9世紀頃に活動した寿霊が出て『指事記』を著す。その後しばらくは『五教章』全体に対する研究は見ず、10世紀増春の『一乗義私記』、親円『種性義私記』などのように教理の問題に分けて研究が行われた。その後に『五教章』全体の注釈が見られるのは景雅の門下の聖詮『深意抄』（1199年）である。その後、『五教章』注釈を含めた宋代文献の渡来もあってか『五教章』研究が盛んになる。明恵（1173-1232）も『五教章』を研究し、その系統に順高『類集記』がある。そして日本の『五教章』研究の大成とされるのが凝然（1240-1321）『通路記』である。その系統に審乗『問答章』、湛睿『纂釈』、靈波『見聞』が出、『五教章』研究は日本の華嚴研究の標準となった。室町時代には志玉『見聞』、江戸時代には鳳潭『匡真鈔』、普寂『衍秘鈔』、経歴『講録』が出、教理研究、文献研究の両面にわたり行われた。各宗派においても宗派の学問とは別の仏教学=余乗として必須科目と扱われた。そしてその流れが明治以後の華嚴研究にも継続する。

以上、三国仏教の伝統と『五教章』との関係を見ると、中国では11世紀から13世紀くらいまで研究が盛んになり、朝鮮では8世紀から14世紀くらいまで。日本は8世紀頃の寿霊の後に一時的に下火になるものの、14世紀の凝然以後、現在まで継続している。このように地域によって『五教章』に対する研究のあり方が違う。そして現代まで『五教章』を継続して研究

してきたのが日本仏教の特徴ということが出来る。

2-2 テキスト問題

冒頭で述べたように、『五教章』のテキストについては大きく日本所伝の和本、中国所伝の宋本、そしてこれから述べる韓国所伝の鍊本があり、それぞれ章立て、題目、語句が違っている³。

和本とは、天平年間に日本に伝来し伝えられたテキストで、寿靈『指事記』所引のテキストが古いものである。章立ては『五教章』が十項目からなるうち、上巻が第一建立乗から第八施設異相まで、中巻が第九として義理分齊、下巻が第十として所詮差別が来る。題目は上巻、中巻が「華嚴一乗教分記」、下巻が「華嚴經中一乗五教分齊義」である。現存するテキストとしては、大正蔵が使用している宝永3年(1706)本(甲本。観応による冠注本)、慶長17年(1612)本(乙本。大谷大学のほか駒沢大学にも所蔵あり)のほか、弘安6年(1283)本(花園大学今津文庫・ベルリン大学に巻下のみ)、寛永18年(1641)本(国文学研究資料館)、宝永4年(1706)本(新鍔考異傍註本。京都大学)、慶安4年(1651)本(東洋大学)がある(慶安4年本を除いて、すべてインターネット上で画像閲覧が可能)。また、高山寺には明恵筆写本がある。

宋本は、趙宋の諸注釈家が依用し、日本には治承年間の将来⁴とされるテキストで、上巻が第一建立乗から第八施設異相まで、中巻が第九として所詮差別、下巻が第十として義理分齊が来る。この第九と第十が和本とは逆になる。題目はすべて「華嚴一乗教義分齊章」である。現存するテキストとしては、大正新修大蔵經の底本となっている康熙2年(1663年)刊行の増上寺報恩蔵所蔵本(嘉興蔵)があるが、これは全体が4巻に分巻されている。

韓国所伝のものは、鍊本と呼ばれ、構成は上巻が第一建立乗から第八施設異相まで、中巻が第九として所詮差別、下巻が第十として義理分齊が来る。つまり宋本と同じである。しかし、これには和本、宋本にはない序文

や末尾に流通偈が付けられている。吉津によれば、語句の面では宋本よりも和本に近いという。題号は、上巻、下巻が「華嚴一乗教分記」、中巻が「華嚴經中一乗立教分齊義記」となっている。これに関連して近年、朝鮮所伝の『五教章』断簡の研究が行われた⁵。

＜表 1＞『五教章』テキストの構成と題号

	和本の構成（題号）	宋本の構成（題号）	鍊本の構成（題号）
上巻	1 建立乗～8 施設異相 （華嚴一乗教分記）	1 建立乗～8 施設異相 （華嚴一乗教義分齊章）	1 建立乗～8 施設異相 （華嚴一乗教分記）
中巻	9 義理分齊 （華嚴一乗教分記）	9 所詮差別 （華嚴一乗教義分齊章）	9 所詮差別 （華嚴經中一乗立教分齊義記）
下巻	10 所詮差別 （華嚴經中一乗五教分齊義）	10 義理分齊 （華嚴一乗教義分齊章）	10 義理分齊 （華嚴一乗教分記）

3. 朝鮮所伝の鍊本をめぐる問題

和本と宋本のどちらがオリジナルかという問題が長年決着がつかなかった中、1970年代になり金知見が高麗時代の均如の記述に基づいて次のような見解を発表した。すなわち、『五教章』の本来の形は宋本型である。それを法蔵が新羅の義湘に送ったところ、義湘は内容を検討して和本型に改めた、というものである。

これに対して結城令聞、鎌田茂雄などは反対し、和本が原型であることを述べたのだが、根本的な問題として、均如の記述自体を再検討する人はいなかった。発表者はこのことに気づき、今年の印仏学会で発表した。それを簡単に説明する。

3-1 均如『円通鈔』原文

まず均如の原文を解説して、義湘改訂説と均如の自説について見る⁶。便宜上、ABCDEに区分した。

A : 問う。あるテキストには義理分齊を第九、所詮差別を第十にしているものがあるが、どういうことか。(問：有本、義理分齊九、所詮差別十者、何耶?)

答える。これは後人が配置したものである。後人の意図は、義理分齊によって能詮と所詮とを踏むから、それを第九に置いて前後を貫いたのである。(答：此是後人所治也。後人意者、以此義理、雙踏能所詮故、置於第九、貫前後也。)

B : 問う。後人とは誰か。(問：後人誰耶?)

答える。義湘和尚である。すなわち、法蔵が義湘に送った手紙に、「和尚様をお願いします。〔私が送った本の〕良し悪しを調べ、教えを垂れてください」と。故に義湘は〔弟子の〕真定、智通に命じて良し悪しを調べさせ、そして配列を変えたのである。(答：相和尚也。謂章主、寄相徳書云：「請上人、詳檢臧否、幸垂箴誨」。故相徳、令真定、智通、勘其臧否、而治定也。)

C : 自説(今釈)は、どちらも法蔵が配列したものである。(今釈、並章主所列也。)

D : すなわち、この『五教章』には草本と鍊本の違いがある。義理分齊を九とするのが草本、これに反するのが鍊本である。(謂此文、有草本、鍊本不同。義理為九者、是草本、反此者、鍊本故、爾也。)

E : 問う。どうして義理を第十とするのが鍊本であるとわかるのか。(問：何知義理為十者、是鍊本耶?)

答える。義理分齊の末に流通偈があるからである。このゆえに澄観『演義鈔』巻9(大正蔵36・62b15)に「第三に所詮の立場から違いを述べる。これは法蔵の『五教章』の中の第二巻に述べてあるからここでは省略する。」(答：義理章末、有流通偈故、知爾也。是故『清涼抄』云、「第三約所詮弁異、然賢首義分齊内、第二卷廣明、今但略説」已上也。)

Aは問答で、問いは、義理分齊九、所詮差別十のテキスト、すなわち和

本型が存在する理由を問う。答えでは、それは後代の誰かが変えたこと、その意味は、義理分齊を第九に置くことにより第一から第八（能詮）、第十（所詮）とを踏むためであると答えた。

BはAを受けた問答で、問いは変えたのは誰かを問い、新羅義湘であると答える。続いてその証拠として、章主（法蔵）が義湘に著作のよしあしのアドヴァイスを願う手紙（『寄海東書』）を出し、義湘が真定や智通という弟子たちと『五教章』を検討してそのように定めたことを述べる。

続いてCからは話が変わり、均如の自説である。今釈（自説）は「並章主所列也」、すなわちどちらも章主（法蔵）が列べたものであることを述べる。つまり均如は和本型も宋本型も法蔵の作であることを述べている。Dでは、それに関連して此の文すなわち『五教章』の文に、草本と鍊本の違いがある。義理分齊が第九のもの（和本型）を草本といい、これと反対のもの（宋本型）を鍊本という述べる。

ここまでを表で示すと次のようになる。

<表 2> 均如原文の構成

義湘改訂説	均如の自説
AB 宋本型（法蔵原著） 和本型（義湘改訂）	C D どちらも・・・①草本（和本型） 法蔵作・・・②鍊本（宋本型）

Eは問答で、どうして義理が第十のものつまり宋本型が鍊本かを問い、それに対して鍊本には一番最後に流通傷がついていること、そして澄観の証言⁷があることを述べる。

このように均如は、法蔵自身が和本型、宋本型の両方を作ったと述べていることがわかる。そしてDではそれらを草本、鍊本という。このうち、草本が原初形態であるのは、鍊本には流通傷がついているからと澄観の証言があることをいう。ここからわかるように均如はBで説かれた義湘の列門改変説を採用しない。なぜならそれは均如の自説と反するからである。

つまり均如自身は義湘改訂説に反対している。これが均如の義湘改訂説に対する評価である。よってこれは高麗華嚴の総意ではなく、均如によって否定された説なのである。

以後ではこの部分が間違っって解釈されてきた研究史を振り返る。

3-2 金知見の解釈

1971年の金知見の説を見る。次の一文は金が『円通鈔』の原文を解説する部分である（議論の流れがわかるように、①②の表示を付けた。）

①つまり法蔵から送ってきた『五教章』には義理分齊を第十にしていたのを義湘は第九に配列して、前後の義路が通じるようにしたということである。

②すなわち、訂正本は「草本」といわれ、訂正されぬ本を「鍊本」と称したことである。⁸

これを均如の原文と対照させると、①はA、Bにあたる。そして均如の自説であるCを飛ばして、②がDにあたる。その結果、草本と鍊本との関係がおかしくなる。そもそも原文とそこで説かれたテキストは次のようになる。

<表3> 均如原文に対する金知見の解釈

義湘改訂説	均如の自説	
AB	C	D
宋本型（法蔵原著）	草本（和本型）
和本型（義湘改訂）	鍊本（宋本型）

ABとCDは違う話である。これを金はCを飛ばしてABとDとを結合するから、

法蔵原著 = 宋本型 = 鍊本

義湘訂正 = 和本型 = 草本

となってしまう。

言葉の使いから言っても、草本とは草稿という意味、鍊本は鍊った本という意味になるであろう。金の解釈だとこれが逆転するのである。それは、原文のCを無視し、ABとDとを結合したからである。すなわち義湘の改訂という問題（AB）と、均如の自説の中の草本、鍊本（D）とは別の話であり、関連付けてはならない。それを関連付けるから話がおかしくなるのである。

以上のように金は、義湘改訂の伝承だけを取り上げて、均如の自説は取り上げない。これにより金の論文を読む人は、義湘改訂があたかも高麗仏教の総意であるかのように錯覚してしまう。さらに金はこの問題と、本来は別問題であるはずの日本での和本とを接続し、義湘が改訂本を日本が使ったことを歴史的事実とし、そしてそれを証明するために日本華嚴の伝統説の変更を迫るのである。

伝承は100パーセント真実ではないとはいききれないが、資料操作が恣意的で、自分が見たいところだけを見ている。何よりも均如の証言を尊重せずに論を進めているところが問題である。均如の証言を捉えさえすれば、それが高麗仏教の総意ではなく、伝承の一説に留まり、韓国仏教を代表する説にはならないはずである⁹。

3-3 結城、鎌田、吉津の解釈

さて研究史上の上で問題なのは、金の見解を批判する結城、鎌田、吉津も、均如の原文を検討せずに議論していたことである。

結城は次の三本の論文を発表した。

①結城令聞「結城令聞：華嚴五教章に関する日本・高麗両伝承への論評」（『印仏研』48、1976年）

②結城令聞「華嚴章疏の日本伝来の諸説を評し、審祥に関する日本伝承の

根拠と、審祥来日についての私見」(『南都仏教』40、1978年)

③結城令聞「『華嚴五教章』の高麗鍊本・径山写本(宋本)の前却と和本の正当性について」(『南都仏教』50、1983年)

①では金説を批判するが、均如原文は見えていない。②はテキスト論から派生した日本華嚴の歴史修正の問題を扱った。③がテキスト論であり、和本、宋本、鍊本を対照させるなど、文献学的に和本が原形であることを述べている。しかし均如原文の再検討は深く行っていない。深くというのは草本鍊本の問題について結城は少し気づいたからである。

即ち義湘の改訂によって鍊本・草本の別があるのではなく、一般にいうように先の草稿本を草本と云い、後に再治して整えられた鍊治本、それを鍊本と云っているだけのことである。¹⁰

として均如原文のABとDとを関連させないことに気づいた。これはよいが、そこで証拠として引用した原文では、均如の自説を述べた一番大事な「並章主所列也」を取り除いている。

問、有本、義理分齊九、所詮差別十者、何耶？答：此是後人所治也。・・・問、後人誰耶？答：相和尚也。・・・此文、有草本、鍊本不同。義理為九者、是草本、反此者、鍊本故爾也。¹¹

下線を引いた・・・が均如の自説が入る部分であり、取り除いてはいけない部分である。そして次のように述べる。

勿論改訂は草本によったのである。従って鍊本は改訂されていないと云っているが、改訂の行為によって両本の別が生ずるというのではない。¹²

正直何を言っているのかよくわからない。ここでわかるのは、結城は前でABとDの関連付けから離れたように見えて、実はまだとらわれたままだったことである。

次に鎌田は三本の論文を出した。

- ①鎌田茂雄『『五教章』のテキスト：和本・宋本・鎌本』（『華嚴五教章』仏典講座、大蔵出版、1979年）
- ②鎌田茂雄「積華嚴教分記円通鈔の注釈的研究」（『東洋文化研究所紀要』84、1981年）
- ③鎌田茂雄『華嚴学研究資料集成』（大蔵出版、1983年）

この中で注目すべきは②で、これは均如の『積華嚴教分記円通鈔』の訳注研究である。鎌田は解説で義湘改訂説について次のように述べる。

草本の義湘改訂説も鎌本の法蔵真撰説も他の証言がないかぎり、その真偽は決めることはできない。ただ草本という言葉をすなおに受けとめ、そして見登の引用を重視すれば、草本と義湘改訂説を結びつける必要はなく、中国においてもむしろ第九義理第十所詮の列門のテキストの方が一般的であったという浄源の証言を加味して、新羅高麗においても澄観の教学の影響を受ける以前においては和本のような列門のものが存在していたのではないかと思う。（37頁、下線筆者）

冒頭の「他の証言がないかぎり、その真偽は決めることはできない」は、均如の自説を見ていないからこのように表現するのである。

さらにこの論文には訳注もついており、それにより鎌田の解釈を見ることが出来る。均如原文のCにあたる部分「今積並章主所列」を次のように書き下す。

今釈は並べて章主の所列なり。謂く此の文に草本と鍊本との不同あり。義理を（第）九と為すはこれ草本にして、此に反するは鍊本なるが故に爾るなり。（92頁、下線筆者）

ここで「並（なら）べて」となっているところが気にかかる。和本型も宋本型も、両方ともに章主のものであると言おうとするならば、「並びに」と訓まなければならないと考える。「並べて」でも意味は通らなくはないがぴったり来ない印象を受ける。おそらく、あまり、この部分の意味を重く考えなかったからこのような訓みになったのではないかと推測する¹³。

最後に吉津は二本の論文を出した。

①吉津宜英「華嚴五教章の鍊本について」（『印仏研』51、1977年）

②吉津宜英『華嚴一乘思想の研究』（大東出版社、1991年）

論文①では、草本には触れず、鍊本の成立について結論として次のように述べる。

均如は鍊本を首尾一貫して法蔵の著作と考えているけれども、鍊本の成立にはかなり法蔵以外の後人の手が加わっていると推測することも許されるのではないかと思う。そして、その成立の背景には、先に述べたように、列門の次第および巻末の流通偈から、澄観の『演義鈔』の影響があることが指摘されよう。したがって鍊本は九世紀後半から均如の活躍する十世紀前半にかけて現在のような形式のものに整えられたのではないか。¹⁴

吉津の説は鎌田とほぼ同じで、均如の証言の再検討は行わず、新羅での『五教章』の用例を見て、ある時までは和本型であったが、途中で宋本型つまり鍊本に変化した、そこに澄観の影響があるとする。この結論は論文②でもほぼ同じである。これについては次章で紹介する。

以上、金知見以後の研究者たちが均如の原文を再検討していないことがわかった。推測するに、金の議論があまりにインパクトが強すぎたため、細かな点を見なくなってしまったのかもしれない。

3-4 李永洙の解釈

最後に李永洙「均如大師伝の研究（下、一）」（1979年）に触れる。これはこれまでに取り上げた研究史とは一味違う。李は均如原文を正確に読み取り、義湘改訂説などはあるが、「均如大師は、これらすべてを、一応、法蔵和尚の所列と認定している」¹⁵と述べているのである。そして同時に、義湘改訂説についての矛盾を述べており¹⁶、文献に基づく推論としては鋭いものがあると思う。ただ、李永洙も金知見と同様、朝鮮所伝本が日本の和本になったことを論証すべく様々なことを論じているが、紙幅の関係もあり省略する。結城、鎌田、吉津は、参考文献に挙げてはいるが、李永洙の説の内容までは検討していない。

3-5 小結

以上を整理すると、高麗均如が説いた義湘改訂説とは、高麗に伝わった伝承ではあるが、均如自身との見解とも食い違い、歴史的資料とする価値が低い伝承にすぎないことがわかった。そしてこれまでの研究史上の問題は、均如の自説は何かを問わなかったことである。

以上、『五教章』テキストの変遷は、均如自身が述べているように、和本型が原形で、それが何かの原因で宋本型になった。これが法蔵自身の時代の話か、後代かは別として、和本型から宋本型という流れは確定であろう。

続く問題は、ではどうして宋本型が生まれるようになったのかを考えることである。それについては吉津が提案しており、これが現在の中心的な学説となっているので紹介する。

4. 吉津学説：和本から宋本への改編

吉津は、『華嚴一乗思想の研究』「第三章 法蔵の別教一乗優越論」「『華嚴五教章』のテキスト論」の中で、和本が本来の形態であることを主張する。

第一のポイントは、『五教章』に付けられた様々な題目と構成とが連動しているとみることである¹⁷。ここで改めて『五教章』テキストの構成と題号とを表にすると次のようになる。

<表4> 『五教章』テキストの構成と題号

	和本の構成（題号）	宋本の構成（題号）	鍊本の構成（題号）
上巻	1 建立乗～8 施設異相 (華嚴一乗教分記)	1 建立乗～8 施設異相 (華嚴一乗教義分齊章)	1 建立乗～8 施設異相 (華嚴一乗教分記)
中巻	9 義理分齊 (華嚴一乗教分記)	9 所詮差別 (華嚴一乗教義分齊章)	9 所詮差別 (華嚴經中一乗立教分齊義記)
下巻	10 所詮差別 (華嚴經中一乗五教分齊義)	10 義理分齊 (華嚴一乗教義分齊章)	10 義理分齊 (華嚴一乗教分記)

吉津は和本と、宋本・鍊本との構成の違い、特に最後に置かれる章により書物の力点が異なるとする。すなわち和本は「教分記」という題目で、第九が義理、第十が所詮となっている。所詮差別は様々な仏教学上の問題を五教で整理する内容である。すなわち、最後にこれが来るということは、五教の確立、五教による分別が重要であることを意味する。このように題名と構成が対応している。

一方、宋本は「教義分齊」という題目で、構成が第九所詮、第十義理となっており、教判よりも義理の分齊が重要であるとする。鍊本は「華嚴一乗教分記」であるが具名は「教義分齊」であるという。

第二に、和本の列門の正統性を述べる¹⁸。その根拠は、一つには五教判を中心とする『五教章』の内容、二つには『探玄記』の列門との関係である。そしてその結論として次のように述べるのである。

私は以上のように『五教章』の和本のあり方の方が自然でもあり、法蔵の五教を建立するという原意に合致すると思う。その和本に比較すると宋鍊二本の列門のあり方は徹底して義理の世界を確立することを主張しようとしており、法界観などの義理の世界を殊の外強調してゆく澄観の教学などにはよく合致すると思うが、端的に五教を確立しようとする法蔵の意図からはずれると言わざるをえない。¹⁹

このように述べて、和本型が本来の列門であるとし、歴史的なテキストの変遷については、次のように述べる。

澄観が見たのも和本のような列門のテキストであったらうと思う。ただ、新羅の地にあつて列門が逆転し、そのテキストが中国に伝来し、宋本のような列門と題号になる過程において澄観の教学の影響は否定しようもない。あれだけのテキストの変更が何の根拠もなく、偶然に行われるとは思われない。²⁰

これをまとめると次のようになる。

法蔵（教の確立）・・・和本の列門

澄観（義理の重視）・・・和本の列門

新羅・・・・・・・・・・・・ 宋本の列門。和本の列門が澄観の教学の影響を受けて変化？

宋・・・・・・・・・・・・ 新羅から宋本の列門伝来、宋本形成。澄観の教学。

これが現在までのところ、章立ての変遷についての中心的な学説である。

5. 結びに代えて：今後の研究のあり方

最後に簡単に今後の『五教章』テキストの研究のありかたを考えてみる。

第一に、原型の問題については、和本が原型であることは、ほぼ確定したといえる。問題は、どのように和本の形が宋本の形に変化したかを考えることにある。その中で今見た吉津説は先行研究として有力なものである。ただ、他の可能性も考慮する必要がある。

ここで吉津説に若干の疑問を呈するならば、いくら教学的な背景があったとしても、伝統的に継承されてきた書物の章立てを、後代になって変更することなどあるであろうか。ここに不自然さを感じざるを得ない。このことに関連して筆者が思いついたアイデアを二つ述べてみたい。一つは均如が言うように、法蔵の段階で、和本型と宋本型が同時に存在した可能性である。そしてそれらが後代になって和本型と宋本型として定着したのではないかということである。そうすれば途中での変更ということを考慮せず、両本の存在を合理的に説明できる。また、もう一つのアイデアとしては、和本と鍊本の題目が関連する。筆者はそもそも三巻ある書物の巻ごとに題目が付いていることが不自然に思う。ひょっとして、本来、上巻（建立乗から仏果義相まで）で一つの書物、義理分齊で一つの書物、所詮差別で一つの書物だった可能性も考えられないであろうか。そしてそれらが法蔵のある時点でまとめられて一冊の書物になった。しかし章立ては流動的であり、和本型と宋本型の二つの形を生むに至ったというものである。当初から決定された構成の書物であれば、章ごとに題目をつけることはせず、ある書物の上巻、中巻、下巻とすれば済む話であろう。そうならなかったところが、『五教章』の構成が流動的であったことの証左となるのではないだろうか。いま述べたことがらは思い付きでしかないが、いろいろな可能性を考慮する必要があると考えられる。

第二に、テキストの問題を考えるにあたっては、テキストそのものの研究が必要であり、そのための新たな版本の搜索が必要である。さらには注

釈などに引用されるテキストを収集して元となったテキストを復元し比較する必要がある。そうした中、最近、発表者が気付いたのが、遼代華嚴文献に引用される『五教章』である。遼代華嚴文献の鮮演『華嚴経談玄抉択』、志福『釈摩訶衍論通玄鈔』、法悟『釈摩訶衍論賛玄疏』などに『五教章』が引用されており、『五教章』テキスト研究の素材となる。この中で注目されるのは志福『釈摩訶衍論通玄鈔』（1069年以後成立）である。『五教章』「所詮差別」の「行位差別」と「断惑分齊」とを引用するが、行位差別を引用した後に、

第九所詮差別十門中、第三行位分齊内終教文也。(X46n0775_p0134b15)

と述べている。「第九所詮差別」とは、まさしく志福が見ていた『五教章』が宋本型であることを物語る。同様の言及はもう一か所あり、そこでも「応細詳義分齊第九諸教所詮差別門」(X46n0775_p0134c19)とある。

他の遼代文献には同様の言及は見えないが、同じ時代、同じ遼で用いられていたテキストであるから、共通していた可能性が高いと思われる。

これを前提とすると、10世紀の高麗では宋本型が用いられ、11世紀の遼でも宋本型が用いられていた。同じく11世紀の北宋において『五教章』テキストを参照する時、周辺国家で宋本型が用いられていたことをもとにテキストが作られた可能性が考えられるかもしれない。

これは現在のところあくまでも仮説に過ぎない。章立てに関するさらなる情報がなければ、この問題は前進が難しいであろう。とりあえずは地道なテキストの同異を確認する作業を通して、テキストの性格を明らかにしていこうと思う。

将来的には、和本、宋本、朝鮮本、遼本を土台に、他の引用された『五教章』を細かく比較することにより、『五教章』のテキストの解明を行っていかねばならないと考える。

〈参考文献〉

一次文献

- 法蔵 『華嚴一乗教義分齊章』 (大正蔵45)
- 均如 『釈華嚴教分記円通鈔』 (韓仏全4)

二次文献

○著作

- ・鎌田茂雄 『華嚴学研究資料集成』 (大蔵出版、1983年)
- ・吉津宜英 『華嚴一乗思想の研究』 (大東出版社、1991年)

○論文

- ・金知見 「寄海東書について」 (『学術院論文集』 1、1971年)
- ・金知見 「校注『法界図円通記』」 (『新羅佛教研究』 山喜房、1973年)
- ・鎌田茂雄 「『五教章』のテキスト:和本・宋本・鎌本」 (『華嚴五教章』 仏典講座、大蔵出版、1979年)
- ・鎌田茂雄 「釈華嚴教分記円通鈔の注釈的研究」 (『東洋文化研究所紀要』 84、1981年)
- ・佐藤厚 「韓国普光寺所蔵「所詮章」断簡—高麗時代の『華嚴五教章』テキストをめぐる問題—」 (『東アジア仏教研究』 20号、2022年刊行予定)
- ・結城令聞 「華嚴章疏の日本伝来の諸説を評し、審祥に関する日本伝承の根拠と、審祥来日についての私見」 (『南都仏教』 40、1978年)
- ・結城令聞 「結城令聞:華嚴五教章に関する日本・高麗両伝承への論評」 (『印仏研』 48、1976年)
- ・結城令聞 「『華嚴五教章』の高麗鎌本・径山写本(宋本)の前却と和本の正当性について」 (『南都仏教』 50、1983年)
- ・吉津宜英 「華嚴五教章の鎌本について」 (『印仏研』 51、1977年)
- ・李永洙 「均如大師伝の研究(下、一)」 (『東洋学研究』 13、1979年)

<参考年表>

	中国	朝鮮	日本
600	法蔵『五教章』著作	義湘、法蔵から『五教章』を受け取る。 <u>章立て改変</u> （均如紹介）	
700	796 頃澄観『演義鈔』撰す。「義分斉」、「五教義分斉」等と呼称。	表貝『華嚴經文義要決問答』 見登『一乗成仏妙義』 伝見登『起信論同異略集』	740 新羅審祥來る。将来か(見聞) 742 審祥華嚴經講經(凝然通路記) 743 天平写経、「華嚴教分記三」(古文書 8)以後書写多し、その中に「五教三卷」と云うものもあり。 <u>和本</u> 原形か。 寿靈『指事記』上中:「華嚴一乗教分記」下:「華嚴經中一乗五教分斉義」
800	816 頃 宗密『円覚大疏』、『略疏抄』で「華嚴教義分斉」、「五教義分斉等」と呼称。 845 会昌の廃仏	855 崔致遠『法蔵和尚伝』で「華嚴五教章」と云う。	
900	955 後周の廃仏 961 高麗諦観、呉越国に入る。	960 頃 高麗均如『円通記』撰す。上、下:「華嚴一乗教分記」(具には教義分斉とすと)、中:「華嚴經中一乗立教分斉義記」と称し、和本の中下の順序が高麗本では下中となる。また下中の名も相違を示す。「所詮章」用いる。	
1000	1010-1088 宋浄源「重校序」: <u>和本</u> 確立「華嚴一乗教義分斉章」を正当とし「華嚴五教章」、「華嚴一乗教分記」を評斥。 1090 道亨『義苑』「華嚴一乗教義分斉章」とす(宋本)。	遼 1060 以後 志福『釈摩訶衍論通玄鈔』の中に宋本型の『五教章』引用。	1085 義天入宋 1086 義天帰国。義天録に「教義分斉三卷」。『円宗文類』に『五教章』引用。 1090 年ころ 義天、統蔵経刊行。
1100	1192 師会『復古記』「華嚴一乗教義分斉章」とす(宋本)。		1177-1180 治承年間に <u>宋本将来</u> 、「華嚴一乗教義分斉章」と称し、和本との間に中下の前卸、その他多くの相違。
1200		1250 年ころ均如文献刊行される。刊記の中に「所詮章」出る。	
1300	1372 明南蔵入蔵 (四卷) 1440 明北蔵入蔵 (四卷)	1331 体元『華嚴經観自在菩薩所説法門別行疏』に「所詮章」引用。	1311 凝然『通路記』成る。 1313 審乘『問答抄』成る。
			1707 風潭『考異』を造る。

*結城令開「華嚴五教章に関する日本・高麗両伝承への論評」(『印仏研』48、1976年) 所載の年表をもとにいくつかの項目を追加した。

【注】

- 1 題名もテキストにより違うが、ここでは便宜的に『五教章』で通称する。
- 2 金知見「寄海東書について」(『学院院論文集』1、1971年)5頁
- 3 吉津宜英『華嚴一乘思想の研究』(大東出版社、1991年)「第三章 法蔵の別教一乗優越論」、「第二節 『華嚴五教章』のテキスト論」177-202頁
- 4 野呂靖によれば、宋本の日本将来を治承年間とするのは、江戸時代中期の観応『冠註五教章』であり、そこには明恵が宋本を求め将来させたとあるが、治承年間には明恵の幼少期であり事実とは認めがたいという。「明恵における宋代仏教の受容」(『印度学仏教学研究』66-2、2018年)615頁
- 5 佐藤厚「韓国普光寺所蔵『所詮章』断簡—高麗時代の『華嚴五教章』テキストをめぐる問題—」(『東アジア仏教研究』20、2022年刊行予定)
- 6 均如『華嚴教分記円通鈔』巻一(『韓仏全』4、245上)
- 7 この澄観『演義鈔』の「賢首義分齊」がもし『五教章』を指すものであれば、所詮について説いているのが第二巻であるから、澄観が見たものは宋本型ということになる。しかし、結城はこの『演義鈔』の一文が、澄観以後の後代に書き加えられた可能性があるとするなど、文献的に複雑な問題を持っているようである。よってここではこの問題には立ち入らないことにする。結城令聞「『華嚴五教章』の高麗鍊本・径山写本(宋本)の前却と和本の正当性について」(『南都仏教』50、1983年)
- 8 金知見「寄海東書について」(『学院院論文集』1、1971年)5頁
- 9 この金知見先生の態度について、研究発表に臨席されていた石井公成先生から、この部分は金知見先生の目が、韓国の独自性を強調しようというナショナリズムによって曇らされた。金知見先生の見方の歴史的背景には日本がある。すなわち、戦前の日本人の韓国仏教研究者が、韓国仏教には独自性などはないと述べたことが、戦後になり韓国人研究者の韓国仏教の独自性宣揚の雰囲気を生んだとの指摘を頂戴した。
- 10 結城令聞「『華嚴五教章』の高麗鍊本・径山写本(宋本)の前却と和本の正当性について」(『南都仏教』50、1983年)5頁
- 11 同前
- 12 同前
- 13 この部分の訓みについて、発表の際に大竹晋先生から「並(す)べて」と読んでいたのではないか、という意見を頂戴した。
- 14 吉津宜英「華嚴五教章の鍊本について」(『印仏研』51、1977年)

- 15 李永洙「均如大師伝の研究（下、一）」（『東洋学研究』13、1979年）74頁
- 16 李永洙「若しこの第九、第十の配置上のみから見れば、法蔵和尚には、草本と鍊本との区別が判らなくなり、かえってただ通常、後世にいう鍊本（宋本）のみあって、草本はなかった半面、義湘祖師に草本があったことになる。或いはまた若し、義湘祖師の治定したという意味から、その所治本を鍊本と見れば、またかえって、鍊本は義湘祖師の所治本の意味となって、法蔵和尚には、鍊本はなく、前述の如き、序文、流通分の所在の義は、全く筋が通らないことにもなる。」74頁
- 17 吉津宜英『華嚴一乗思想の研究』「第三章 法蔵の別教一乗優越論」〔『華嚴五教章』のテキスト論〕197-198頁
- 18 同前、199-202頁
- 19 同前、202頁
- 20 同前